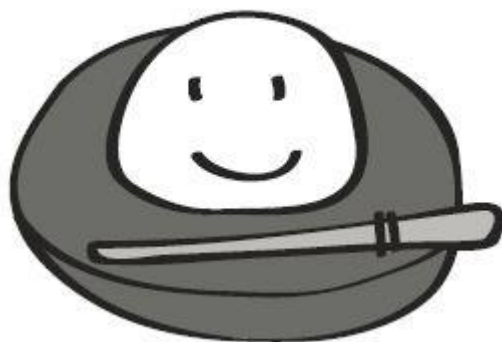


佐喜知庵

使用の手引き

sakichian



刈谷市美術館

はじめに

佐喜知庵は、1983（昭和 58）年 6 月美術館のオープンに合わせ、当時、市内に本社があったトヨタ系各社などから寄付を受けて、併設されました。

茶室の名前は、トヨタ紡織や豊田自動織機の創業者で、産業都市・刈谷市の発展の礎を築いた豊田佐吉から「佐」を、トヨタ自動車創業者の豊田喜一郎から「喜」をいただき、そして、知識の「知」を合わせて命名されました。

この「佐喜知庵 使用の手引き」では、使用方法などについてご案内いたします。佐喜知庵を使用される方が、いつも気持ちよく使用できるように、この「手引き」をよく読んで、きまりを守ってご使用いただきますようお願いいたします。

1 使用基準

(1) 使用者

- ① 使用者は、刈谷市内・市外及び個人・グループ・団体を問いません。
- ② 使用は、茶道の稽古、茶会の開催に限ります。

(2) 期間・使用料

半日単位で貸出しします。

※道具の搬入、準備、片付け、搬出作業も使用時間に含まれます。

	午前9時～午後0時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
茶室 (水屋及び控室を含む)	1,900 円	2,500 円	4,100 円
松	750 円	1,000 円	1,600 円
竹	750 円	1,000 円	1,600 円
梅	750 円	1,000 円	1,600 円
合計	4,150 円	5,500 円	8,900 円

<備 考>

- 営利を目的としないで使用し、入場料を1人につき500円以上（入場料に区分がある場合には、その区分の最高金額が500円以上）徴する場合は、本表の2倍の額とします。営利を目的として使用する場合は、本表の12倍の額とします。
- 美術館休館日のはか、企画展の開催期間中など、使用できない日があります。



2 使用申込

(1) 申込み

- ① 仮申込は、使用日の1年前から事務室にて受付けます。※電話可
- ② 使用日の7日前までに正式な申込申請手続き及び使用料の支払いをしてください。

(2) 使用許可の制限

次の場合には、施設を使用できません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ② 建物及び附属物を害するおそれがあると認めるとき。
- ③ 管理上支障があると認めるとき。
- ④ その他美術館が適当でないと認めるとき。

(3) 使用許可の取消

次の場合には、使用許可の取消し、または使用を中止していただきます。

- ① 使用の許可条件に違反したとき。
- ② 条例、規則又は美術館の指示に違反したとき。
- ③ 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- ④ 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(4) 使用料の還付

使用許可された場合、既に納付された使用料は還付できません。ただし、次の場合を除きます。

- ① 上記(3)の③及び④による使用許可の取消し、使用中止のとき。
- ② **使用日前7日まで**に取消しの申請があったとき。

(5) その他

- ① 使用者が施設に特別の設備を施したり、備え付け以外の器具を使用する場合は、事前に美術館の承認が必要です。
- ② 使用の許可を受けた人が、佐喜知庵及びこれに附属する器具について、使用許可を受けた目的以外に使用したり、これらの使用の権利を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
- ③ 使用中の事故等は、一切使用者の責任において解決してください。
- ④ 故意または過失により、施設、道具等の備品を損壊、汚損または滅失した場合は、速やかに美術館に申し出てください。それによって生じた損害を美術館の指示する方法で賠償していただきます。
- ⑤ 全室及び庭園内は禁煙です。

3 貸出物品等

使用者は、茶道具などの備品類（別紙「貸出用抹茶道具一覧」参照）を無料で使用できます。茶道具の持ち込みは自由です。

4 使用上の注意

道 具 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 道具は丁寧にお取扱ください。特に掛軸、塗り物、唐銅などは取り扱いにご注意ください。 ② 道具の持ち出しは禁止です。 ③ 破損、紛失した場合は速やかに事務室に申し出てください。 ④ <u>茶菓子、抹茶、茶筌、茶杓、茶器、懐紙、ふきん、茶巾、タオル、エプロン、炭、灰、香などの消耗品</u>は、使用者が用意してください。
施 設 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の清掃は行っていますが、必要に応じて清掃を実施してください。 ② 飲食は点心を除き一切禁止します。また、茶菓子及び水屋手伝者用の弁当を除き、持ち込みもご遠慮ください。 ③ 電気料は徴収しませんが、施設の使用可能電力に限りがありますので<u>節電に努めてください。</u> ④ <u>コンセントは、タコ足での使用（15Aを超えない）</u>を禁止します。 ⑤ 水屋は共用です。 ⑥ ふすま、障子を外す場合は、破損させないように注意して扱ってください。
炭 の 使 用	<ul style="list-style-type: none"> ① 炉、風炉ともに、電熱器又は炭の使用が可能です。 ② <u>炭、灰、香、釜敷は、使用者が用意してください。</u> ③ 炭の使用は、指導者の立会いの下で行ってください。 ④ 炭は電熱器にて火付けできます。 ⑤ 炭を風炉又は炉に入れる際は、台十能に炭をいれ、濡れ布巾、火箸、防火布を身近に準備してから、慎重に行ってください。 ⑥ 炉縁保護のため、焦縁を使用してください。 ⑦ 使用後は、炭の入った火消し壺、灰の入った炉壇は、玄関の土間に置いてください。 ⑧ 火消し壺の持ち出しは禁止ですので、炭の運搬用容器をご持参ください。
野 点	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用申請の際に、野点を行う旨を申し出てください。 ② 野点用傘は使用者でご準備ください。 ③ 庭園だけの利用はできませんので1室以上借りてください。 ④ 芝生、苔類を傷めないよう注意してください。 ⑤ 穴を掘る等の作業は避けてください。 ⑥ ハイヒールなど芝を痛める危険のある靴での芝生の中への立ち入りはご遠慮ください。

点 心	<p>① 懐石用道具は備えていませんので、使用者でご準備ください。</p> <p>② 汁物はなるべく避けてください。</p> <p>③ 作法上、アルコールを必要とする場合は、事務室で許可を受けてください。</p>
茶 花	<p>① 花粉の多い花はなるべく避けてください。</p> <p>② 終了後は、撤去をしてください。</p>
資料の提出	<p>茶会などのための案内状やポスターを掲示するような広報活動を行う場合は、あらかじめ美術館と協議のうえ行ってください。また、当該案内状などを事前に1部、美術館へ提出してください。</p>
片 付 け	<p>① 道具・備品は所定の場所へ返却し、使用前の状態に復旧してください。</p> <p>② 乾燥が必要な道具類は、職員の指示に従ってください。</p> <p>③ 後の使用者のためにきれいに清掃をしてください。</p> <p>④ 片付け、清掃作業などが終了したら、終了届を提出し、速やかに職員の点検を受けてください。</p> <p>⑤ 貸出物品を使用した場合は、「貸出用抹茶道具一覧及び使用報告書」を事務室へ提出し、職員の点検を受けてください。</p>
駐 車 場	<p>① 駐車場の台数には限りがありますので、できる限り乗り合わせでお越しください。</p> <p>② 長時間駐車する場合は、美術館北側の駐車場をご使用ください。</p> <p>③ 中央図書館の駐車場は、使用しないでください。</p>

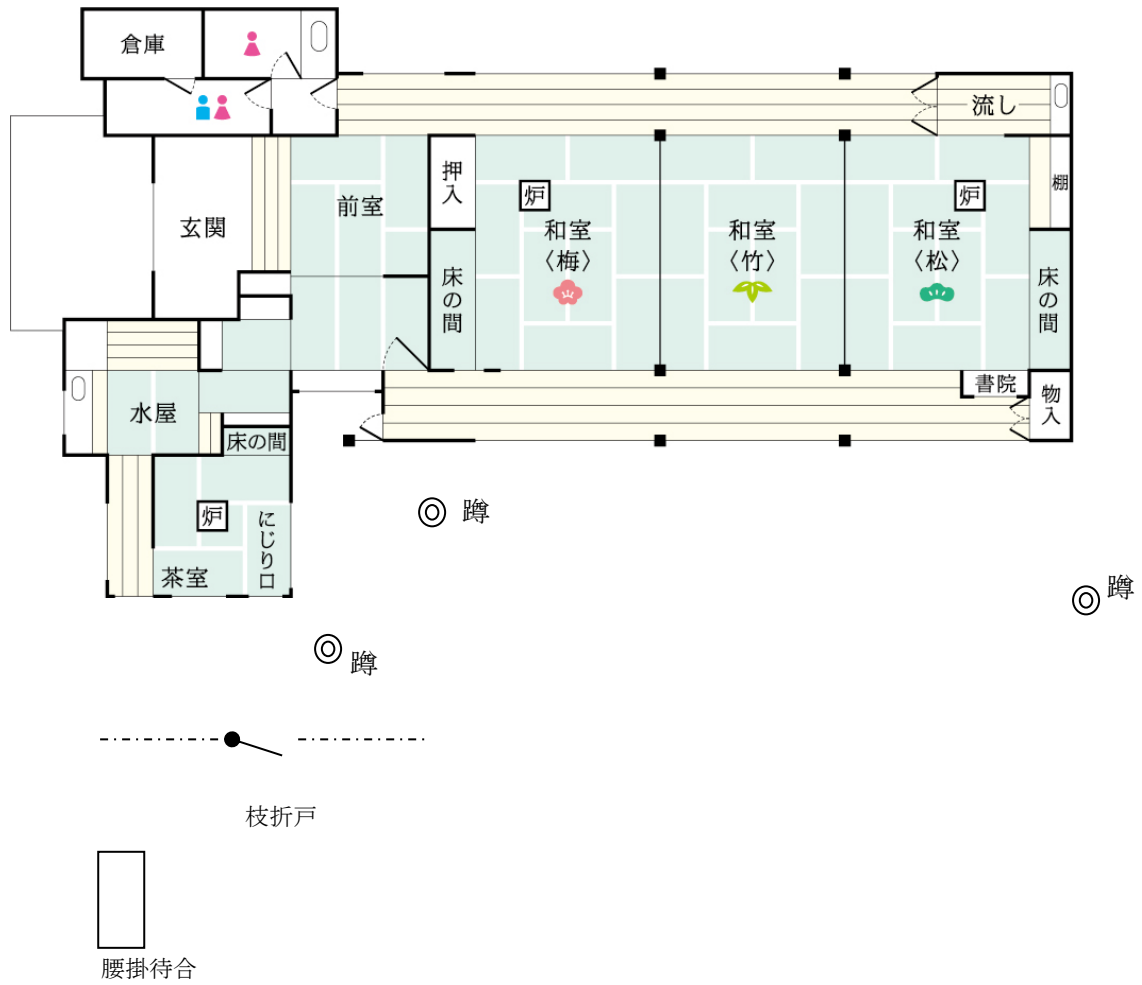
5 刈谷市美術館への交通案内



◎電車：JR・名鉄三河線「刈谷駅」下車、南口より徒歩約10分

◎お車：名古屋方面より国道23号線（知立バイパス）一ツ木ICから約5km

佐喜知庵平面図



問合せ先

住 所 〒448-0852 愛知県刈谷市住吉町4丁目5番地
刈谷市美術館

電 話 0566-23-1636

F A X 0566-26-0511

M a i l bijyutsu@city.kariya.lg.jp

休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始、館内整備日等

<http://www.city.kariya.lg.jp/museum/>

発行 2019年4月